

ハローワーク横浜 事業所部門だより R5.12

★神奈川県最低賃金 1,112円(時間額)

【ハローワーク横浜 庁舎移転のお知らせ】

ハローワーク横浜事業所部門は令和5年10月30日、学卒第一部門及び雇用援助部門とともに横浜STビル4階に移転いたしました。

「横浜公共職業安定所分庁舎」：横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル4階
TEL:045-274-2907(ダイヤルイン) FAX:045-274-2914

※ハローワーク横浜の代表電話、事業所部門の部門コードの変更はありません

代表電話:045-663-8609(部門コード:31#)

※ハローワーク横浜ホームページもご覧ください。(右下の2次元コードから確認できます)

★人材育成に助成金を活用してみませんか～人材開発支援助成金のご案内

人材開発支援助成金は、事業主等が社員の方々のスキルアップ(研修や職業訓練等)に取り組む場合に、かかった経費の一部(最大75%)を助成します。また、訓練期間中の賃金の一部も助成するなど手厚い制度です。お勧めは、期間限定の「人への投資促進コース」と「事業展開等リスクリング支援コース」です。

・「人への投資促進コース」は、社員の方々が「資格取得する費用」「自発的に受講した訓練費用」等が助成の対象です。

・「事業展開等リスクリング支援コース」は、新規事業の立ち上げに伴う社員育成(訓練)の経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

※ご不明な点は、神奈川労働局助成金センター(045-277-8801)まで

※右の2次元コードでも内容がご覧いただけます。



【求人者マイページご利用の際の注意点】

いつも「求人者マイページ」をご利用いただきありがとうございます。

今回は、「求人者マイページ」ご利用にあたって特に間違いやすい「**求人**の更新」について注意点を挙げます。

①**求人**の更新は、「**新規求人情報を登録**」から入ってください

過去の求人から更新をして求人を申し込む場合は、「求人者マイページホーム」画面の「**新規求人情報を登録**」をクリックし、「**転用可能な求人の一覧**」の該当する求人の「**詳細を表示**」をクリックし、「この求人情報を転用して登録」から各項目の入力を進めてください。

②「**求人内容を編集**」から行う処理

・「**有効期間延長**」は、求人の有効期間(紹介期限日)を1回限り1か月延長する手続きで、**更新による新着求人となりません**。

・各項目の内容を変更して更新する場合は、①の「この求人情報を転用して登録」から入り、各項目を変更してください。「**求人内容を編集**」からの入力処理は、**新規求人として反映されません**。

こちらをご覧ください↓



★求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法をよく確認した上で契約を行ってください。

ハローワーク横浜 HP

